

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 31 日・東京都規則第 57 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

東京都自然公園条例の一部を改正する条例の施行に伴い、受益者負担の適正化を図るため、自然公園施設に係る土地の使用料及び占用料の額を定めるほか、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

ア 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）の改正に伴うもの

別表第 4 に「食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫」及び「太陽電池発電施設」の新しい種別等を追加する。

イ 東京都自然公園条例（平成 14 年東京都条例第 95 号）の改正に伴うもの

受益者の負担の適正化を図るため、別表第 3 及び別表第 4 に規定している自然公園施設に係る土地等の使用料及び占用料の額を改定する。詳細は新旧対照表のとおり。

ウ 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）の改正に伴うもの

第 25 条において特別地域内における許可又は届出を要しない行為として定められている「河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設」から「樹林帯」を除外し、「海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設」から「樹林」を除外する。

## 2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

## 3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3551 内線 42-685